

令和8年度 上島町新規創業・事業承継補助金（募集要項）

1.事業の目的

町内の新たな需要を生み出し、町内にあるサービスや仕組みの改善及び外部需要を取り込み町内で発展させること等の地域課題解決を目的とした新規創業、事業承継又は第二創業をする者に必要な経費の一部支援し地域活性化を図ることを目的としています。

2.補助対象事業

次の条件を全て満たすことが必要です。

- 新規創業、事業承継又は第二創業のいずれかに該当すること。
- 町内に新たな需要を生み出す又は、町内にあるサービスや仕組みの改善及び外部需要を取り込み町内で発展させること等の地域課題解決する取り組みであること。
- 公序良俗に反する起業等でないこと。

3.補助対象者

次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 補助金交付決定後、令和9年3月1日までに、個人事業の開業届出又は法人等の設立を行い、その代表者となる者であること（第二創業及び事業承継の場合は、補助金交付決定後、令和9年3月1日までに、事業の継承などを行い、その代表者であること。）。
- (2) 個人事業主又は法人の代表者が町内に居住していること又は令和9年3月1日までに居住予定であること。
- (3) 町内に事業所を置き、町内で事業活動を行うもの。
- (4) 町税等を滞納していないこと（居住予定の者は、前居住地で町税等を滞納していないこと。）。
- (5) 補助金交付後、半年以内に補助を受けた事業の活動を開始する見込みであること。
- (6) 自立的な事業の継続が可能であると見込まれること。
- (7) 町の創業関係補助金の交付決定を受けたことがないこと。

4.補助対象外となる者

- (1) 暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 国及び法人税法に規定する公共法人
- (5) その他補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者

5.補助対象期間

交付決定日から令和9年3月1日（月）

※交付決定日以降に着手し、令和9年3月1日までに実績報告書の提出が完了するものが対象となります。

6.補助対象経費

補助対象経費は、交付決定日から令和9年3月1日までに支払いが完了するものが対象となります。

	補助対象経費
設備費	(1) 事業に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置及び据付工事を含む。） (2) 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 (3) 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用
改修費	(1)事業の用に供する建物及び建物付属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。）
店舗等借入費	(1)事業のために新たに借り入れる場合の事務所・事業所の賃料及び店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
研究開発費	(1)商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の制作費、委託・外注費、専門家等への謝金、旅費等）
広告宣伝費	(1)広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM制作・配布・郵送費 (2)商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査料、出店料、外注費、専門家への謝金、旅費等）
従業員の教育訓練費	(1)従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの・研修・講習受講に係る経費（事業に直接必要なものに限る。）

(補助対象経費の注意事項)

- ・売上増加につながらない単なる老朽化設備の更新及び土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は補助対象外とする。
- ・リース費、賃料等の毎月支払いする経費は、交付決定日以降に契約したもので、令和9年3月1日までに支払われたものを対象経費とする。
- ・備品は、1年以上の反復使用に耐えられるものとし、1個又は1組の取得価格が5万円未満の物品は補助対象外とする。
- ・取得価格が5万円以上の物品でも、当該事業以外の用途に転用可能な物品は補助対象外とする。
- ・この補助制度以外の補助と組み合わせて申請するときは、その補助金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

7.補助金限度額及び補助率

補助金限度額：400万円

補助率：補助対象経費の3分の2（千円未満切り捨て）

8.申請受付期間

令和8年4月28日（火）～令和8年6月30日（火）

※募集期間の終了後、申請された書類に基づき事業内容等の審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。

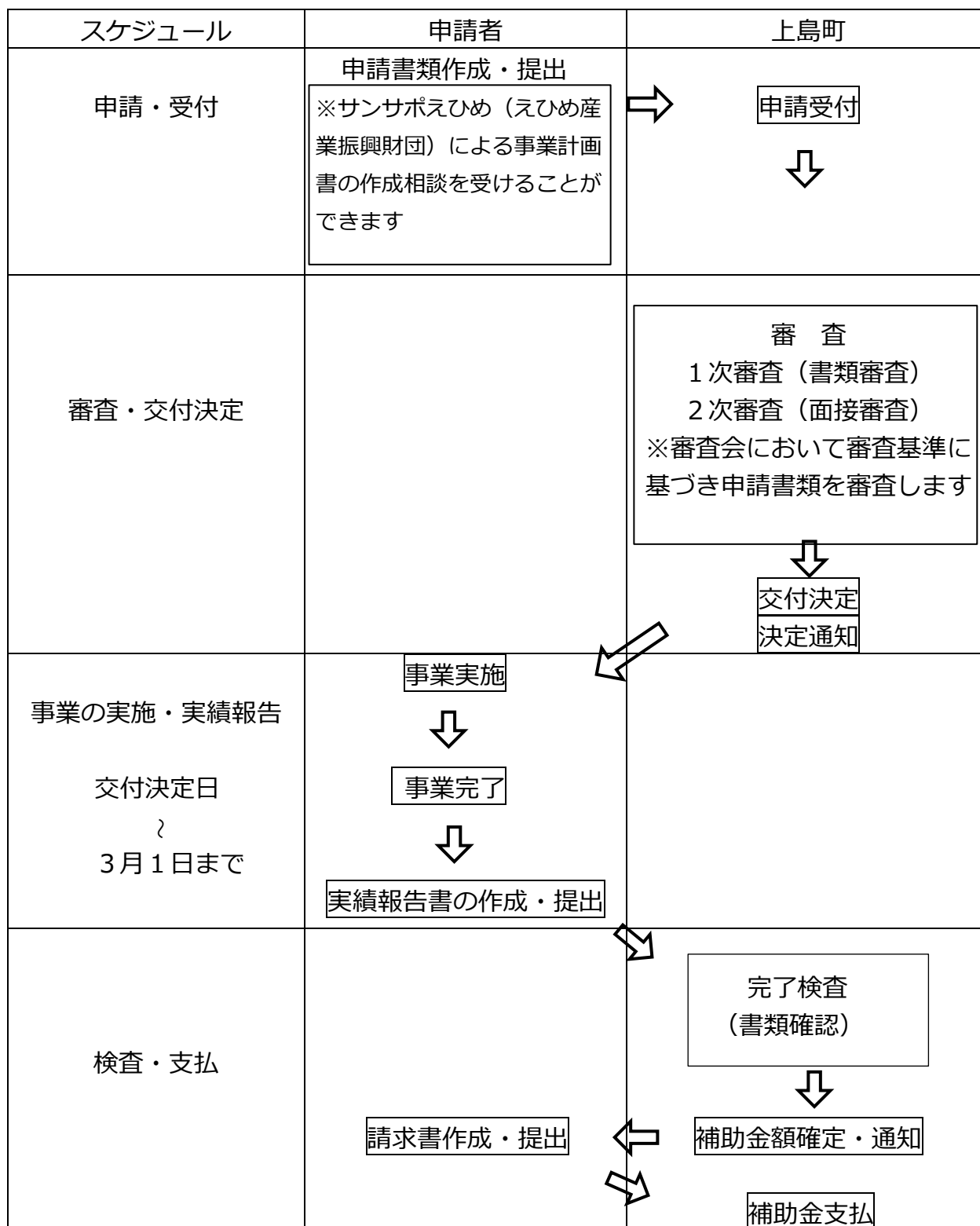
9.申請方法・申請先

観光戦略課（せとうち交流館）に、交付申請提出書類を持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削 1037 番地 2 上島町観光戦略課 宛

※交付申請提出書類は、「12.交付申請の提出書類」をご参照ください。

10. 補助金交付までの流れ



※補助金の一部を事業実施前に概算払いすることも可能です。

○事業計画書の作成相談

サンサポえひめ（えひめ産業振興財団）から、交付申請の添付書類である事業計画書の作成に関して相談（アドバイスを受ける）することができます。

相談はオンラインにて行うこととなります。オンライン環境がない場合は、観光戦略課でパソコン等の準備ができますので、事前にご相談ください。

【相談期間】

令和8年4月28日（火） ～ 令和8年6月30日（月）

【相談を受ける手順】

- ① サンサポえひめ（089-960-1291）に、事業計画書作成相談を希望する旨を問い合わせ、相談日の日程調整（お申込み）を行ってください。
- ② 日程が決定後、相談することができます。

※観光戦略課からパソコン等を借りる場合は、必ず事前に 77-2252 に連絡をお願いします。

【申し込み受付時間】

平日 9:00～16:30

※作成に関する相談は、サンサポえひめの専門のスタッフが行います。

※詳細は、サンサポえひめホームページ（BSO 相談窓口案内）

<https://www.ehime-iinet.or.jp/bs0> を確認ください。

1 1 . 審査について

○審査方法

次に定める審査基準に基づき、審査委員会において提出された申請書類及び面接により審査を行います。

- ・ 審査委員会は非公開とし、審査に関する質問や異議は受け付けません。
- ・ 審査内容については公表しません。

○審査基準

評価項目	評価ポイント
社会性	地域社会が抱える課題の解決、町内の経済活性化又は町民生活の向上に貢献する下記の要件を満たす事業か ①町外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用の拡大に資する事業 ②離島地域であることにより生じている、生活又は産業に必要な商品・サービスの供給に関する条件不利性を改善する事業
必要性	社会又は地域のニーズを把握し、町の価値を高める取組か
事業性	提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であると見込まれること
地域活性化への貢献	町内外と間で人が交流し、モノ・カネの対流と町内経済の拡大を生み出すことが見込まれるか
成長性	提供する商品・サービスの将来性があり、継続的な成長が見込まれるか
地域資源活用	町の地域資源が活用されており、町のならではの価値を生み出すものであるか
地域との連携	地域の様々な団体等と連携しながら事業を実施するものか
町づくり貢献意欲	地域のイメージの向上や町づくりへの貢献意欲はあるか
実施体制	事業に計画性があり、安定的な実施体制で事業を実施できるか

12. 交付申請の提出書類

【交付申請】

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書
- ・ 見積書の写し等（支出予定経費の明細が分かる書類）
- ・ 町税等を滞納していないことを証する書類
- ・ 誓約書
- ・ 上記のほか、補助対象事業の内容が分かる書類

1 3.実績報告・実施状況報告について

○実績報告の提出期限

提出期限： 令和9年3月1日（月） 17：00 までに必着

提出先： 上島町弓削下弓削 1037 番地 2 上島町観光戦略課 宛

○実績報告の提出書類

- ・実績報告書（様式第6号）
- ・事業実施報告書
- ・領収書の写し、契約書の写し等（支出経費の明細が分かる書類）
- ・改修工事の状況・成果及び購入備品の分かる写真
- ・個人事業の開業等の届出書の写し(個人事業主の場合)
- ・法人設立届出書の写し又は履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ・住民票(令和9年3月1日までに町内に居住する代表者)
- ・許認可が必要な事業に係る許認可証等
- ・町長が必要と認める書類

○実施状況報告

- ・補助対象事業完了年度の翌年度から5年間は、実施状況報告（様式第9号）が必要
- ・上記報告以外で関係書類の提出を求めることがある（途中経過報告など）

1 4.問い合わせ先

上島町観光戦略課（せとうち交流館内）

電話：0897-77-2252 メール：kanko-senryaku@town.kamijima.lg.jp

※その他、補助に関する事項は、上島町新規創業・事業承継補助金交付要綱をご参照ください。